

障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち
青梅市条例（案）にかかるパブリック・コメントの実施結果（案）

1 意見募集概要

ア 実施期間 令和3年1月15日から1月29日（金）まで

イ 周知方法 広報おうめ1月15日号

青梅市ホームページ

実施期間中に行政メールおよびツイッターで告知

ウ 閲覧場所 障がい者福祉課、行政情報コーナー、ネッツたまぐーセ
ンター、各市民センター、中央図書館、障がい者サポート
センター、子育て支援センター

閲覧場所に備付けの回答用紙にまたは市ホームページからダウンロ
ードした用紙へ意見や必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出。

- ・郵送
- ・電子メール
- ・ファクシミリ
- ・障がい者福祉課窓口に直接持参

2 募集結果

ア 意見提出者 3名（7件）

郵 送	電子メール	ファクシミリ	直接持参
1名	2名	0名	0名

イ 意見と市の考え方

	市民からの意見	市の考え方
1	障がい者が障のない人たちとおなじ生活をする権利を有することを宣言し、その実現のための周囲の人人の心構え、とるべき行動を概括的に宣言し、細部は規則にゆだねるという方法もあるのではないかと思います。	この条例は、差別解消を図るための基本理念を定め、この基本理念にもとづき市や市民等の責務を定めております。 また、差別を解決するための仕組みについても定めており、この仕組みにかかる様式等については規則に委ねることとしております。

	市民からの意見	市の考え方
2	<p>条例案では三条で障がい者の基本的人権に触れられています、位置に違和感を覚えます。</p>	<p>東京都や多摩地区の制定団体の条例においても第3条に定める基本理念の一つとして基本的人権の保障について定めております。青梅市においても、障害者基本法第3条を参考に、障害のあるなしにかかわらず、全ての人が基本的人権を享有することを第3条の基本理念の一つとして規定しようとするものです。</p>
3	<p>条例の概要文中の、「障害を理由とする差別の解消について」⑥（障害を理由とする差別の禁止）に記載のある、「不当な差別的取扱い」について、「不当な」という文言を削除すべきと考えます。</p> <p>条例文中で、「差別」という言葉に「不当な」という言葉が付け加えられている箇所は当該部分のみであること。また、差別自体が不当であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律にも、「不当」であるか「正当」であるかについて、分けた記述はない。</p> <p>差別自体が不当なのであり、あえて不当という言葉をつけ加えることで、差別には不当なものとは正当なものがあるという、認識を、市民に広げる恐れがある。</p>	<p>この条例において「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、問題となる事務・事業の諸事情が同じ状況において、障がいのある人を障がいのない人より不利に取り扱うことを指します。</p> <p>一方、障がいのある人を障がいのない人と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、障がいのある人に対する合理的配慮の提供による障がいのない人との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいのある人に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらないことから、このような積極的改善措置については「不当な差別的取扱い」から除くよう、条例においては定義付けをする予定です。</p>
4	<p>1 必要以上の手助けはされたくない</p> <p>おそらく、私は障害者のうちに入るとお思いますので、そういった目線だと思うことがあるとすれば、自分の力でできることは自分でやりたいと言うことです。</p> <p>実際、普通に生活することすら困難ですから、手助けを借りることが必要な場面は非常に多いです。</p> <p>ですが、私は気持ちとしては無用な手助けはして欲しくありません。「ああすればいい」「こうすればいい」と提案してくれることは嬉しくもありませんが、こちら（障害者側）の意思確認がされていなければ、「分かってくれていないのかな」「話を聞く気があるのかな」と不安になります。</p>	<p>御意見のような合理的配慮の提供につきましては、具体的な場面や状況により異なり、多様性かつ個別性の高いもので、本人が望んでいる対応と異なるケースもあると考えられます。合理的配慮の提供に関する考え方の周知、啓発を推進していくための御意見として参考にさせていただきます。</p>

	市民からの意見	市の考え方
5	<p>2 差別と区別 障害者と一様に言っても、私もそれぞれ、どんなことで困っているか区別や判別がつきません。 ある程度の知能があれば、劣等感なり不必要な存在であると言う疑問を抱いたりすると思います。メンタル面で手助けを受け入れられないと言うこともあります(受けられないわけではない)。 また、そう言った気持ちを持ち合わせていたり、相手への配慮から手助けを借りることに躊躇します。 おそらく、健常者側も声をかけるべきか迷うことがあるのと同様に「助けて欲しい」と言うのも勇気があることなのです。 手助けを借りることの公共的な面で障害者側の手助けが必要である『意思表示』はあったほうがいいのかと感じました。私は教育に詳しくないのですが「手助けが必要な人です」と言うようなガイドラインやマークを青梅市内で見た記憶がないので手助けを必要としている人と気づいて手助けをしたい人をうまくマッチングするようにできれば、お互いにより良く生活を送れるかもしれません。</p>	<p>御意見のような合理的配慮の提供には、相互理解を通じお互いが納得できる対応を見出すことが重要です。 建設的な対話の考え方を取り入れながら啓発を推進するとともに、今後の啓発事業の立案、推進していく上で参考にさせていただきます。</p>

	市民からの意見	市の考え方
6	<p>3 当たり前前に感謝する気持ち 障害者側として、困った場面に遭遇すると心理面で余裕がないので、配慮くださったり、親切にさせていただいたり、手助けを借りた時にお礼を言えないことがあります。そんな時にあの時にお礼を言えていなかったと後悔します。お礼を言うチャンスは、それが最初で最後だった。と。一期一会と心得ていても余裕ができるのはいつも場面を過ぎてからです。もしも障害者の関係者や介助者が手助けをされているところを見かけたら代わりにお礼を言ってあげてください。それもできない場合もあるので、そういう感謝の気持ちを伝える機会があると 「障害者は助けてもらって当たり前だと思っている」というような軋轢を少しは解消できるのではないかと思います。毎回同じように気持ちよく親切に対応できるとは限らないと考えられますので、データとして収集して公開しておいてもよさそうです。客観的根拠を提示できれば、ある程度は払拭できると信じています。</p>	<p>御指摘の趣旨につきましては、今後の啓発事業の立案、推進していく上で参考にさせていただきます。</p>
7	<p>以上ご意見です。的外れかもしれませんが、意見を募っていたことに気づいたので投稿しました。毎回当事者同士でうまくコミュニケーションをとる時間があればいいのですが、現実には厳しいです。障害者差別を禁止しただけでは効果的ではない気はするので、理解・協力・努力をお互いにできてうまく共生していけるといいですね。私個人としては将来に不安しか感じないので、障害者の未婚率というのが少し気になります。普通でありたいですが障害者は結婚相手として懸念があると言われれば気持ち的にはわかる気がするので、差別というより優位性において不利だと分かります・・・。 では、よろしく申し上げます。</p>	<p>本条例では、障がいのある人にとっての困りごとや不利益をもたらす社会的障壁の解消を盛り込んでいます。 条例の周知を図るとともに、今後の啓発事業の立案、推進していく上で参考にさせていただきます。</p>